

写

教総第59号
教職第73号
平成10年4月1日

本庁各課（室）長
各教育事務所長 様
各教育機関の長

教 育 長

妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響
があると認められる場合の職務に専念する義務の免除等の
承認について（通知）

このことについて、人事委員会から別添のとおり通知がありましたので通知します。
つきましては、業務が母体又は胎児の健康保持に影響を及ぼすとして、医師等から休憩等に関する措置について指導を受けた妊娠中の職員が、適宜休息し、又は補食する場合には、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により職務に専念する義務の免除があったものとみなして取り扱うことにしましたので、事務手続きについては下記の事項に留意し、遗漏のないようにしてください。

記

- 1 本庁各課（室）長、各教育事務所長及び各教育機関の長は、業務が母体又は胎児の健康保持に影響を及ぼすとして、医師等から休憩等に関する措置について指導を受けた妊娠中の女性職員から、適宜休息し、又は補食するために必要な時間について職務専念義務免除の承認を受けたい旨の申し出があったときは、医師等の指導事項を母子健康手帳等で確認し、適当と認められる場合は別紙の様式による管理簿を作成し整理すること。
なお、医師等の指導事項を確認する際、職員のプライバシーの保護には十分留意すること。
- 2 承認した時間の出勤簿への記入は、省略してさしつかえないものとする。